

◆社会教育法◆

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

1 社会教育に関する諸計画を立案すること。

2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

3 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第19条 削除

◆古賀市社会教育委員条例◆

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)

第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第15条第1項の規定に基づき、本市に古賀市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第3条 委員の定数は、10人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解職)

第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、古賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、任期中であっても、これを解職することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

◆古賀市社会教育委員会会議運営規則◆

(趣旨)

第1条 この規則は、古賀市社会教育委員条例(昭和42年条例第10号)第6条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)に、委員の互選による議長及び副議長を各1人置く。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、1年とする。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を主宰する。

2 副議長は、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要がある場合に議長がこれを招集する。

2 議長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の定足数及び議決)

第6条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(説明及び資料の提出)

第7条 委員は、会議において関係職員に対して説明及び資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、古賀市教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。